

諮問庁：金融庁長官

諮問日：令和8年2月10日（令和8年（行情）諮問第157号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第244号）

事件名：保険会社に対して監督上の調査を行い作成又は取得した文書のうち特定個人について言及している文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年11月21日付け金監督第3316号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

原処分の「行政文書不開示決定通知書」には不正があり、別件他多数と等しく対象文書は存在しているのであるから、すみやかに開示されるべきは明白であるため、審査請求を申し立てる。原処分の「開示請求に係る行政文書は、保有していない」は虚偽であり、対象文書の確認はすぐにでき、対象文書は廃棄されていないはずである。国会では調査の上、平成10年に何回か生命保険会社による議論もされており、マスコミにも公にしている事実があり、行政文書ファイルでは開示請求申立てに対して「保有していない」と決定がされても、何回も申立てをしていると開示されてきている。金融庁は対象文書を「保有していない」と不正に不開示を強行している。

##### （2）意見書

本件は、●●事件の件であり、平成10年に国会にてもしんり等（答弁等）がなされてきており、大手新聞にても、氏名等、保険会社等も公になっている。存在しており、誠実に開示すべきである。

（略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、令和7年9月19日付け（同月30日受付）で、処分庁に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、処分庁が、同年11月21日付け金監督第3316号において、法に基づく行政文書不開示決定処分（原処分）をしたところ、これに対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

#### 1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（本件対象文書）は、次のとおりである。

平成10年10月4日以降、金融庁が保険会社に対して監督上の調査を行って作成又は取得した文書のうち、特定個人A及び特定個人Bについて言及している文書（請求対象期間（作成又は取得した時期）は、平成10事務年度のものに限る）

#### 2 原処分について

原処分は、次のとおり、本件開示請求に関し、不開示とする旨の決定を行った。

「開示請求に係る行政文書は、保有していないため、不開示とした。なお、当該行政文書が保管されている可能性のある行政文書ファイルは、保存期間満了のため廃棄されており、過去における保有状況も確認できない。」

#### 3 審査請求人の主張について

##### （1）本件審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めるものと解される。

##### （2）本件審査請求の理由

審査請求書によると、審査請求人は、本件審査請求の理由について、要旨、次のとおり主張しているものと解される。

上記第2の2（1）と同旨。

#### 4 原処分の妥当性について

##### （1）本件対象文書の存否に関する事実関係について

本件対象文書は、前記1記載のとおりであるところ、その存否に関する探索・確認の状況は、以下のとおりである。

まず、本件対象文書は、平成10事務年度において、金融庁が保険会社に対して監督上の調査を行い作成・取得したものに含まれることから、行政文書ファイル管理簿において、本件対象文書が含まれ得る、「大分類」を「監督」、「中分類」を「保険業」、「小分類」を生命保険が含まれる「生命保険会社」、「生命保険審査」、「外国生命保険会社」、「生命保険募集人」との分類（以下「本件分類」という。）下でその存否を確認したところ、仮に本件対象文書が作成・取得されていた場合に

は、「報告、資料徴求命令に基づく報告書等」にあたる「H10 決裁綴 生命保険募集係」の文書名で保存されている可能性が高かったが、「H10 決裁綴 生命保険募集係」は、保存期間満了により既に廃棄されていた。

また、探索の範囲を広げ、本件対象文書が作成・取得されていたとすると、平成10事務年度に現在の金融庁監督局保険課（以下「保険課」という。）において作成・取得されたものになることから、行政文書ファイル管理簿において、平成10事務年度に保険課が作成・取得し、現在も保存されている行政文書ファイルを全て確認したが、本件対象文書に該当し得る行政文書ファイルは確認されなかった。

さらに、原処分に際し、保険課の行政文書の保存場所（事務室内や書庫、共有フォルダ等）において、本件分類に当てはまる行政文書を全て確認したものの、本件対象文書は確認されなかった。

#### (2) 本件対象文書の存否について

前記(1)の本件対象文書の存否に関する事実関係によれば、仮に本件対象文書が作成・取得されていた場合に保存されている可能性がある行政文書ファイルについて、適切な条件下のもと、その可能性が特に高いものについて探索・確認しただけでなく、保存の可能性のある行政文書ファイルを網羅的にも探索・確認した上で、本件対象文書が存在しないことを確認している。

その他に本件対象文書が存在することをうかがわせる事情も特に認められないことも踏まえれば、本件対象文書について、不存在を理由として不開示とした原処分は妥当である。

(なお、念のため、本件審査請求後、上記(1)同様に保険課の行政文書の保存場所を再度確認したが、本件対象文書は確認されなかった。)

#### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件対象文書が存在していることについて様々な主張をしているものの、いずれの主張も本件対象文書が存在することを具体的に指摘しているものとはいえず、上記判断を左右するものではない。

### 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年2月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月19日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年6月11日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消して本件対象文書を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて説明を求めさせたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は別紙のとおりであることから、金融庁では、本件対象文書を、「平成10事務年度に、保険課が保険会社に対して監督上の調査を行った際に作成又は取得した文書のうち、特定個人A及び特定個人Bについて言及している文書」であると解した。

イ そして、当該文書は、金融庁の生命保険業の監督に基づく報告書に関する文書であることから、「H10決裁綴 生命保険募集係」の文書名で保険課に保存されていることが想定されたが、当該文書は保存期間の満了により既に廃棄されていた。

ウ 本件開示請求を受け、また、本件審査請求を受けた際も同様に、平成10事務年度に保険課が作成・取得し、現在も保存している全ての行政文書を確認したが、本件対象文書に該当する行政文書はなかった。さらに、関係部署の事務室内や書庫内、サーバー上に保存された共有フォルダ内及び文書管理システム内等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 検討するに、本件対象文書は別紙に表示されたとおりであることから、処分庁が本件対象文書を上記(1)アのように解したことは不当とはいえない。そして、上記(1)イの本件対象文書の保存及び廃棄の状況を踏まえると、本件対象文書の存在は確認できなかったとする上記(1)イの諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、上記(1)ウの文書探索の方法及び範囲も不十分とはいえない。

(3) 以上のことから、本件対象文書は、作成されていたとしても本件開示請求時点において既に廃棄されていると考えられ、探索によってもその存在を確認できず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

平成10年10月4日以降、金融庁が保険会社に対して監督上の調査を行って作成又は取得した文書のうち、特定個人A及び特定個人Bについて言及している文書（請求対象期間（作成又は取得した時期）は、平成10事務年度のものに限る）